

阪急嵐山・松尾大社地区 バリアフリー 移動等円滑化基本構想



平成 27 (2015) 年 3 月



京 都 市

は じ め に



京都市長 門川 大作

西山連峰を背に水と緑豊かな自然に囲まれ、寺院・神社に代表される歴史と文化が薫る阪急嵐山・松尾大社エリア。そうした地域の魅力は、ゆっくり歩いてこそ深く味わうことができます。

お年寄りや障害のある方、小さなお子さん連れの御家族、国内外からお越しの観光客の皆様など、すべての方々に安心・安全、快適にその魅力を感じていただきたい。そして、このエリアをもっと好きになっていただきたい。そんな思いを込めて、この度、「阪急嵐山・松尾大社地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」を策定しました。

本構想では、駅やその周辺道路等のバリアフリー化を重点的、一体的に進めていくための考え方や改善の概要等をお示ししています。今後は、この基本構想をもとに、公共交通事業者や関係行政機関と連携しながら、阪急松尾大社駅の改札口新設や阪急嵐山駅における人にやさしいスロープなどの整備、さらには両駅周辺道路の段差解消等を着実に進めてまいります。

人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現に向けた取組に、皆様の御支援と御協力をお願い申し上げます。

結びに、「阪急嵐山・松尾大社地区及び上桂地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議」において、熱心に御議論、御検討いただきました委員の皆様、並びに多くの貴重な御意見をお寄せくださいました市民の皆様に、心から御礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

目 次

第1章 「阪急嵐山・松尾大社地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」の概要	
1 阪急嵐山・松尾大社地区基本構想策定の背景	1
2 阪急嵐山・松尾大社地区基本構想の位置付け	4
3 目標年次	5
第2章 嵐山駅及び松尾大社駅周辺の概況	
1 嵐山駅及び松尾大社駅周辺の特性	6
2 行政区の人口及び高齢化率の推移等	7
3 嵐山駅及び松尾大社駅周辺の公共交通機関	8
4 嵐山駅及び松尾大社駅周辺の施設の立地状況及び道路の現況	9
第3章 阪急嵐山・松尾大社地区におけるバリアフリー化の方向性	
1 上位計画・関連計画の構成	10
2 阪急嵐山・松尾大社地区におけるバリアフリー化の方向性	11
3 阪急嵐山・松尾大社地区基本構想の策定に向けた基本的な考え方	12
4 阪急嵐山・松尾大社地区のバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針	13
第4章 阪急嵐山・松尾大社地区の重点整備地区について	
1 生活関連施設	15
2 生活関連経路	16
3 重点整備地区	16
第5章 阪急嵐山・松尾大社地区の現状に関する御意見と課題	
1 旅客施設に関する御意見	18
2 生活関連経路に関する御意見	22
3 阪急嵐山・松尾大社地区の課題	24
第6章 阪急嵐山・松尾大社地区におけるバリアフリー化の概要	
1 旅客施設及び車両のバリアフリー化の概要	25
2 道路のバリアフリー化の概要	29
3 交通安全施設などのバリアフリー化の概要	32
4 その他のバリアフリー化の取組に関する概要	32
5 「京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針」及び「心のバリアフリーハンドブック」に基づくソフト対策の推進	32
第7章 バリアフリー化事業の推進体制	
1 連絡会議による進行管理	34
2 バリアフリー化事業の進捗状況に関する情報発信	34
3 その他のバリアフリー化の取組の推進	34
＜参考資料1＞	
第1回「阪急嵐山・松尾大社地区及び上桂地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議」	
〔現地調査〕の概要	36
＜参考資料2＞	
「阪急嵐山・松尾大社地区及び上桂地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議」	
委員等一覧	38

第1章 「阪急嵐山・松尾大社地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」の概要

京都市では、嵐山駅及び松尾大社駅周辺を対象とした地区（以下「阪急嵐山・松尾大社地区」といいます。）において、駅や道路、施設などのバリアフリー化^{※1}を推進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」といいます。）及び「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」に基づき、「阪急嵐山・松尾大社地区及び上桂地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議^{※2}」（以下「連絡会議」といいます。）を設置し、「阪急嵐山・松尾大社地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」（以下「阪急嵐山・松尾大社地区基本構想」といいます。）を策定することとしました。

※1 段差の解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置など、日常生活や社会生活においての様々な障壁（バリア）を取り除くこと

※2 阪急嵐山・松尾大社地区と上桂地区の基本構想の策定に当たっては、合同で連絡会議を開催し、検討しました。

1 阪急嵐山・松尾大社地区基本構想策定の背景

（１）国内外におけるバリアフリーに向けての動向

国際連合においては、昭和 57 年の総会で、昭和 58 年から平成 4 年までを「国連・障害者の十年」と宣言する「障害者に関する世界行動計画」が決議され、各国が計画的な課題解決に取り組んできました。また、平成 18 年の総会で、国際人権法に基づく人権条約として、「障害者権利条約」が採択されました。

日本においては、諸外国に例をみないほど急速に高齢化が進み、平成 25 年には、国民の 4 人に 1 人が 65 歳以上となる本格的な高齢社会を迎えており、高齢者も社会の担い手の一員として、充実した生活を送ることができる、豊かで活力ある社会をつくることが求められています。

さらに、障害のある方もない方も同じように生活できる社会を目指す「ノーマライゼーション」や、より多くの方が利用しやすいまちづくり、ものづくりを進める「ユニバーサルデザイン」の考え方が広まっており、高齢者や障害のある方をはじめ、すべての人が可能な限り自立して日常生活や社会生活を送ることができる環境の整備が必要となっています。

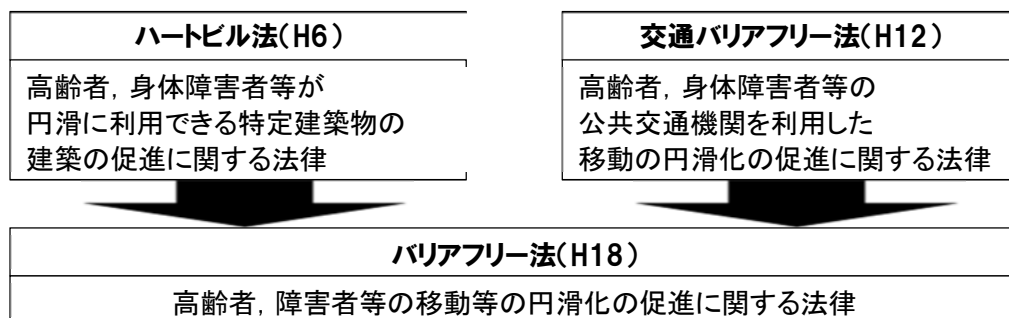
（２）日本におけるバリアフリー施策の経緯

このような社会的背景から、高齢者や障害のある方等の自立した日常生活及び社会生活の確保に向け、平成 6 年 9 月に、建築物のバリアフリー化を進めるため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」といいます。）が、平成 12 年 11 月に、鉄道やバス等の公共交通機関の旅客施設^{※1}、車両^{※2}、旅客施設周辺の道路や信号機等のバリアフリー化を進めるため、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」といいます。）が施行されました。また、平成 18 年 12 月には、より一体的・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー施策を推進するため、「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合した「バリアフリー法」が施行されました。

※1 鉄道駅、軌道停留所、バスターミナル等

※2 鉄道車両、軌道車両、乗合バス車両等

＜参考＞バリアフリー施策の経緯



(3) 京都市におけるバリアフリー施策の経緯

京都市では、すべての人が安心・安全で円滑に移動することのできる社会の実現に向け、平成14年10月に京都市独自に策定した「京都市交通バリアフリー全体構想」において、総合的かつ計画的にバリアフリー化を促進するため、「重点整備地区」を14地区選定し、地区内の25旅客施設について、平成22年度末までに計画的にバリアフリー化を進めてきました。

また、平成17年4月には、「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」を制定し、同条例に定める「京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、交通施策だけでなく、まちづくり、ものづくり、情報やサービスの提供等あらゆる施策において、すべての人の利用を前提に計画、実施することで、バリアをつくらない、又はバリアを限りなく少なくする事業を進めています。

さらに、平成22年1月には、クルマを重視したまちと暮らしから、「歩く」ことを中心としたまちと暮らしへの転換を目指して、「歩くまち・京都」総合交通戦略」を策定し、「バリアフリー化の推進」を実施プロジェクトに位置付けるとともに、同戦略の行動規範として「歩くまち・京都」憲章」を制定しました。

(4) 「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」の策定

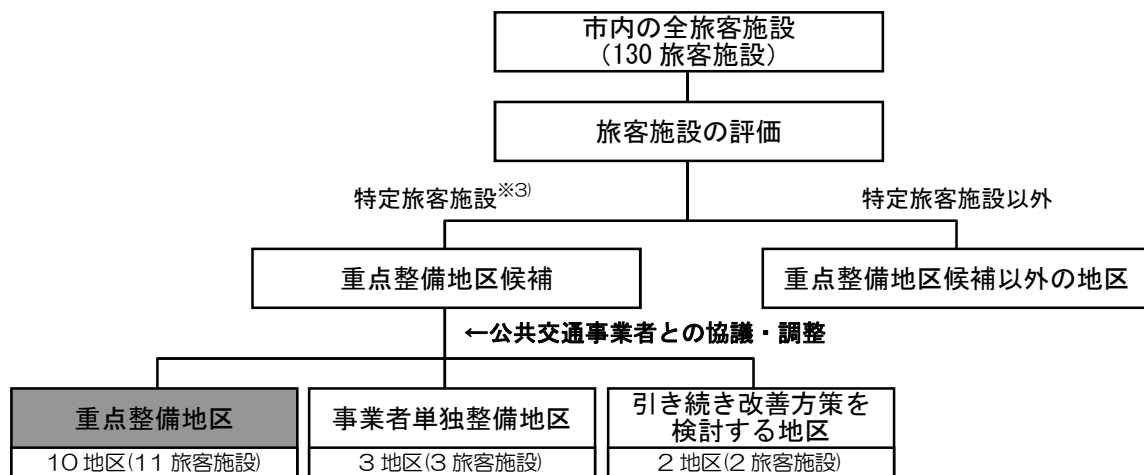
ア 「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」策定の趣旨

京都市では、「京都市交通バリアフリー全体構想」に基づき、国、京都府、公共交通事業者等の関係機関との連携・協調の下、交通バリアフリーを着実に推進してきました。

一方、高齢化の急速な進展やユニバーサルデザインの普及等、社会状況の変化に対応し、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現を図るためには、旅客施設及び周辺道路等の更なるバリアフリー化が必要となってきました。国においても、平成23年3月に「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が改正され、平成32年度を目標年次としたより高いバリアフリー水準の目標が設定されるとともに、高齢者や障害のある方が自立して日常生活や社会生活を営むことができる社会を構築することの重要性と、それを実現するために移動等円滑化を促進することの必要性等が示されました。このような中、バリアフリー化を一層進めていくため、平成24年3月に「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」を策定しました。

イ 重点整備地区の選定と基本構想の策定

「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」では、市内の130の旅客施設の中から10地区の「重点整備地区」（11旅客施設）を選定しました。阪急嵐山・松尾大社地区においては、平成26年度から桃山地区及び上桂地区とともに基本構想策定に向けた取組を始めました。



図－１ 重点整備地区の選定の流れ

※3 特定旅客施設の要件

- ① 平均利用者が 3,000 人/日以上で、国が定める「公共交通移動等円滑化基準※4)」を満たしていない旅客施設は、すべて「特定旅客施設」とする。
- ② 平均利用者が 3,000 人/日未満で、国が定める「公共交通移動等円滑化基準」を満たしていない旅客施設のうち、周辺状況等、地域の実情からバリアフリー化整備が必要であると評価したものを「特定旅客施設」とする。

※4 公共交通移動等円滑化基準：バリアフリー法に基づき、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定めたもの

表－１ 重点整備地区と基本構想策定時期

公共交通事業者名 グループ名	JR 西日本	京 阪	阪 急	京 福	基本構想策定時期
グループ A	太秦駅 JR 藤森駅 桃山駅	深草駅	大宮駅 上桂駅 嵐山駅 松尾大社駅		平成 24 年度 ～ 平成 30 年度
グループ B	西大路駅		西院駅	西院駅	

グループA 公共交通事業者から事業化の意向が示され、バリアフリー化整備を図るための条件等が整っている地区

グループB 公共交通事業者から事業化に向けての意向が得られているものの、バリアフリー化整備に向けて、調査や関係機関との調整等に多くの時間を要する地区

平成25年度までに策定済み

2 阪急嵐山・松尾大社地区基本構想の位置付け

(1) 阪急嵐山・松尾大社地区基本構想の内容

「阪急嵐山・松尾大社地区基本構想」では、高齢者や障害のある方などの日常生活における移動や施設を利用する上での利便性・安全性の向上を図るべく、関係者が互いに連携し、嵐山駅及び松尾大社駅や周辺道路などのバリアフリー化の重点的・一体的な推進を目指すため、「はばたけ未来へ！京^{みやこ}プラン」（京都市基本計画）や「京都市都市計画マスタープラン」などの上位計画及び関連計画とも整合を図りながら、バリアフリー化を推進するための基本方針や今後実施すべきバリアフリー化の概要などを定めます。

(2) 阪急嵐山・松尾大社地区基本構想に基づくバリアフリー化の推進

「阪急嵐山・松尾大社地区基本構想」の策定後は、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会などが、国の定める「移動等円滑化基準」に基づき、バリアフリー化に向けた整備を図るための計画である「特定事業計画」を作成し、それに基づき、旅客施設や周辺道路等の整備を行います。特定事業計画とは、次に掲げるものです。

ア 公共交通特定事業計画

公共交通事業者が、エレベーターの整備等により、「重点整備地区」内の旅客施設や車両のバリアフリー化に向けて行う事業の計画です。

イ 道路特定事業計画

道路管理者が、歩道の段差や勾配の改善等により、「重点整備地区」内の道路のバリアフリー化に向けて行う事業の計画です。

ウ 路外駐車場特定事業計画

路外駐車場管理者が、障害のある方が利用できる駐車スペースの確保等により、「重点整備地区」内の路外駐車場のバリアフリー化に向けて行う事業の計画です。

エ 都市公園特定事業計画

公園管理者が、公園内の通路の勾配の改善等により、「重点整備地区」内の都市公園のバリアフリー化に向けて行う事業の計画です。

オ 建築物特定事業計画

建築主等が、エレベーターの整備等により、「重点整備地区」内の建築物のバリアフリー化に向けて行う事業の計画です。

カ 交通安全特定事業計画

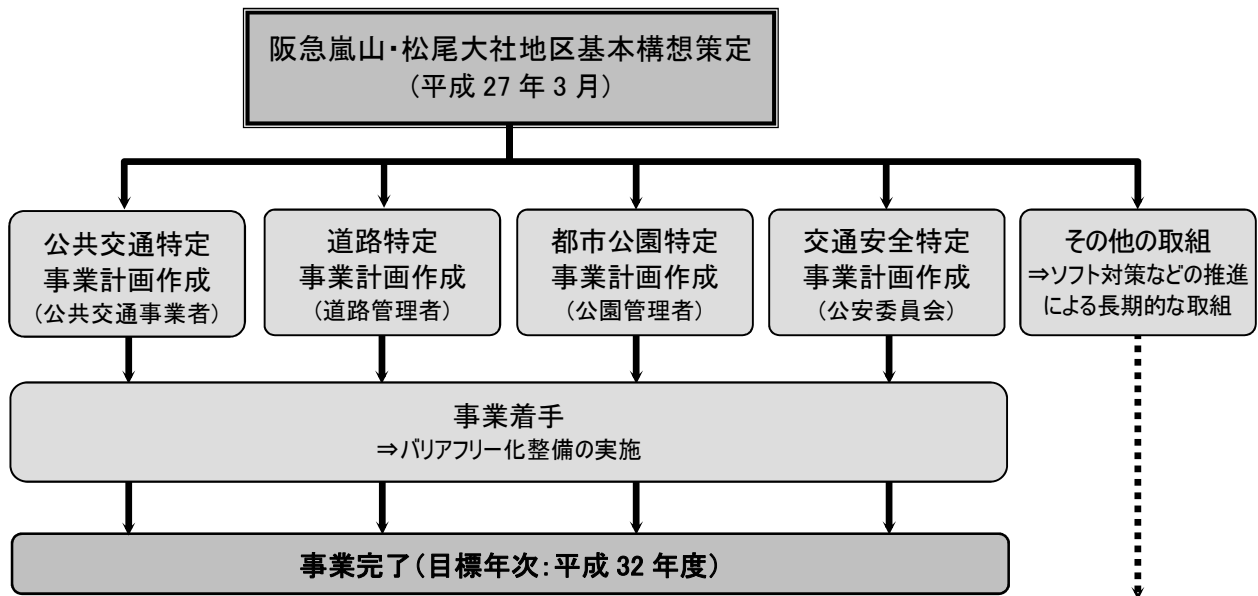
公安委員会が、信号機への視覚障害者用付加装置の整備や違法駐車取締りの実施等により、「重点整備地区」内のバリアフリー化に向けて行う事業の計画です。

また、市民、公共交通事業者、行政機関などが互いに連携したソフト施策を展開し、すべての国民の責務である「心のバリアフリー」を推進します。

3 目標年次

「バリアフリー法」に基づき、国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の目標年次である平成 32 年度までに、「阪急嵐山・松尾大社地区」内のバリアフリー化を完了するよう努めます。

併せて、ソフト対策などのその他の取組については、平成 33 年度以降を含めた長期的な取組として進めていくこととします。



図ー2 阪急嵐山・松尾大社地区基本構想に基づくバリアフリー化推進の流れ

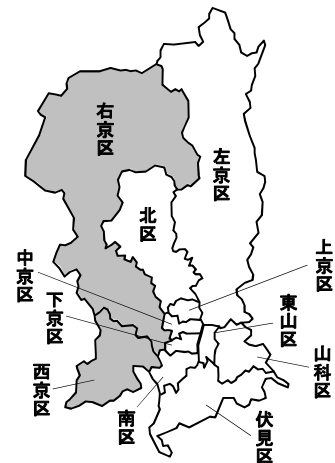
第2章 嵐山駅及び松尾大社駅周辺の概況

嵐山駅及び松尾大社駅周辺の特性、西京区及び右京区の人口及び高齢化率の推移、嵐山駅及び松尾大社駅周辺の公共交通機関、施設の立地状況及び道路の現況を示します。

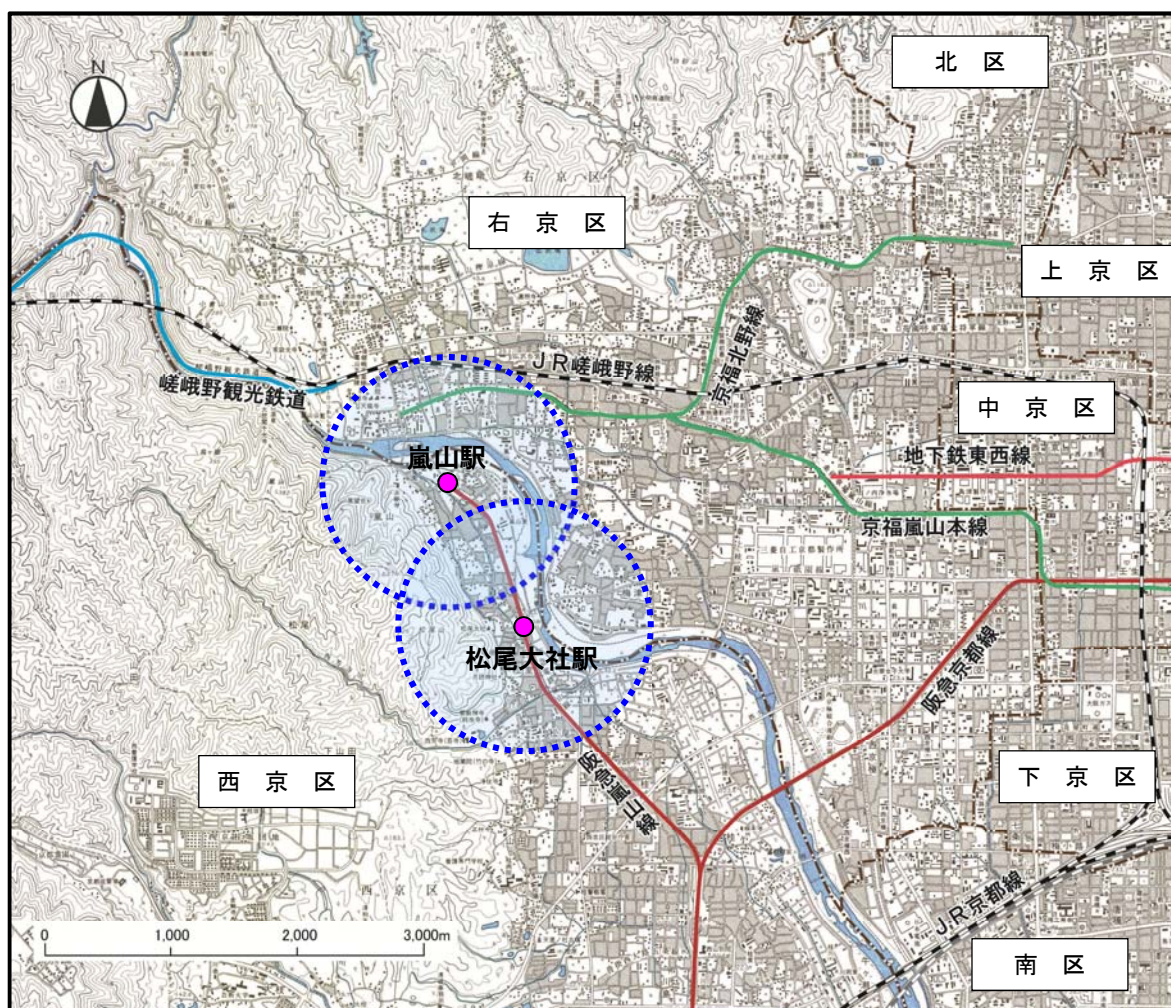
1 嵐山駅及び松尾大社駅周辺の特性

嵐山駅及び松尾大社駅は、西京区と右京区の境界付近に位置しており、周辺には、医療施設、都市公園などが集積しています。

旅客施設としては、嵐山駅や松尾大社駅（以上、阪急電鉄）があり、南北の主要な道路として主要府道宇多野嵐山山田線（嵯峨街道）、東西の主要な道路として一般府道嵐山西院線（四条通）があります。



図一3 西京区及び右京区の位置



図一4 嵐山駅及び松尾大社駅の位置

2 行政区の人口及び高齢化率の推移等

嵐山駅及び松尾大社駅周辺の2行政区（西京区、右京区）の人口について平成7年と平成22年と比較すると、総人口は約7,200人増加しており、高齢化率は約10ポイント増加しています。また、嵐山駅及び松尾大社駅周辺の6学区※¹⁾（嵐山東、桂、桂川、松尾、松陽、梅津）では、総人口は約4,500人増加しており、高齢化率は約9ポイント増加しています（表-2）。

※1 学区とは国勢調査の際に用いる国勢統計区を示します。

表-2 総人口、高齢者（65歳以上）人口及び高齢化率※²⁾の推移（国勢調査結果を基に作成）

年	6学区※ ³⁾			2行政区（西京区、右京区）			京都市	全国平均
	総人口 (人)	高齢者人口 (人)	高齢化率 (%)	総人口 (人)	高齢者人口 (人)	高齢化率 (%)	高齢化率 (%)	高齢化率 (%)
平成7年	54,551	6,442	11.8	348,718	41,244	11.9	14.7	14.6
平成12年	57,279	7,986	14.0	351,501	51,197	14.8	17.4	17.4
平成17年	58,381	10,182	17.7	357,112	64,518	18.5	20.1	20.2
平成22年	59,052	12,146	20.9	355,917	76,490	21.9	23.0	23.0

※2 高齢化率は、総人口から年齢不詳の人口を除いて算出しています。

※3 西京区の学区：嵐山東、桂、桂川、松尾、松陽、右京区の学区：梅津

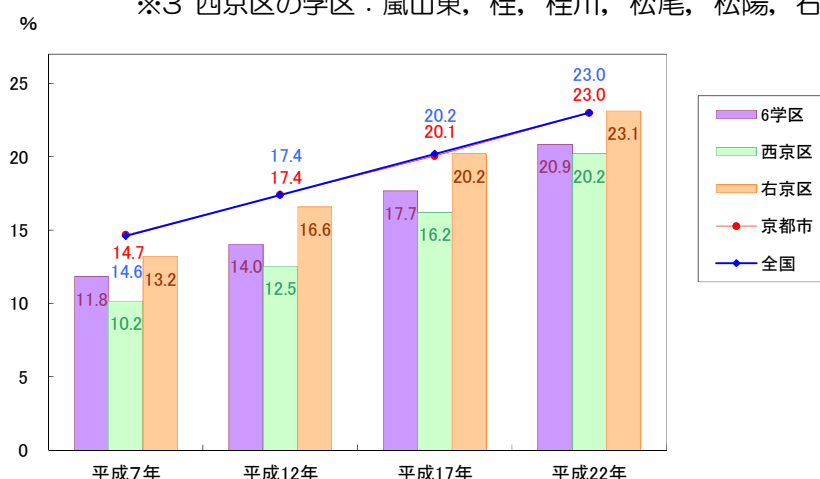


図-5 高齢化率の推移（国勢調査結果を基に作成）

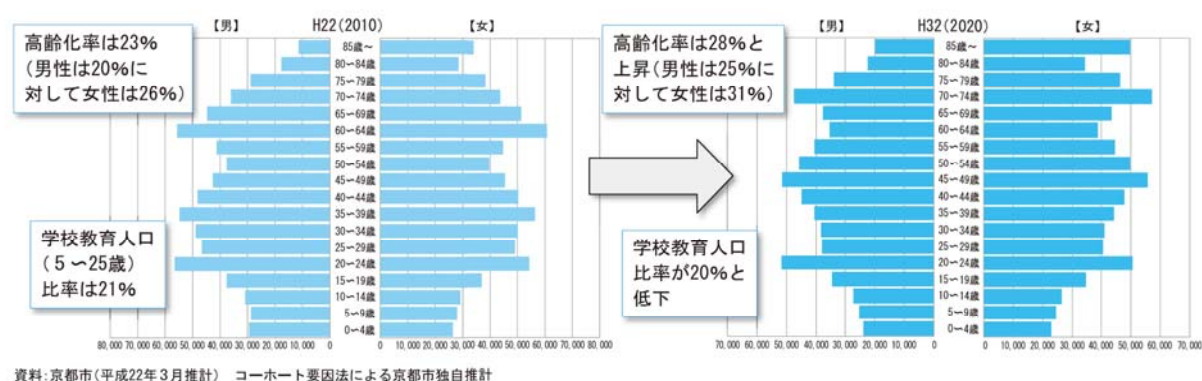
また、2行政区の障害者手帳の交付数は18,088件、療育手帳の交付数は2,968件となっています（表-3）。

表-3 2行政区の障害別の障害者数（平成25年京都市統計書）

	総人口 (人) ※ ⁴⁾	障害者手帳交付数（件）						療育手帳 交付数 (件)	精神障害者 保健福祉 手帳交付数 (件)
		視覚障害	聴覚平衡 機能障害	音声・言語・ そしゃく 機能障害	肢体 不自由	内部障害	計		
京都市	1,474,015	5,995	6,489	881	41,543	24,783	79,691	12,617	12,424
2行政区	355,917	1,233	1,453	229	9,616	5,557	18,088	2,968	—
2行政区の占める割合(%)	24.1	20.6	22.4	26.0	23.1	22.4	22.7	23.5	—

※4 総人口は平成22年国勢調査の数値です。

＜参考＞京都市の人口ピラミッドの推移の見込み（平成 22（2010）年→平成 32（2020）年）



出典：京都市基本計画

3 嵐山駅及び松尾大社駅周辺の公共交通機関

（1）鉄道

平成 25 年度の嵐山駅及び松尾大社駅の 1 日平均利用者数は表－4のとおりです。

表－4 駅の 1 日の利用状況

駅 名	1 日平均利用者数（人）	1 日の運行本数（本）	
		平日	土曜・休日
嵐 山 駅 （阪急電鉄）	5,964	86	73
松尾大社駅 （阪急電鉄）	4,842	172	146

（2）路線バス

平成 26 年 10 月現在，京都市交通局，京都バスが運行しており，主要府道宇多野嵐山山田線（嵯峨街道）や一般府道嵐山西院線（四条通）を中心にバス停が設けられています。

表－5 路線バスの 1 日の運行状況

バス停	事業者	系統数	系 統	1 日の運行便数（便）※2		
				平 日	土 曜	休 日
阪急嵐山駅前	京都市交通局※1)	1	28	41.5	38.5	37.5
	京 都 バ ス	7	62,63,64,72,73,74,94	96.0	108.0	108.0
	計	8	—	137.5	146.5	145.5
松尾大社前	京都市交通局※1)	2	28,29	72.5	65.5	58.5
	京 都 バ ス	2	63,73	49.5	61.5	62.5
	計	4	—	122.0	127.0	121.0

※1 京都市交通局の運行便数については，平成 26 年 3 月 22 日実施の運転計画の数値

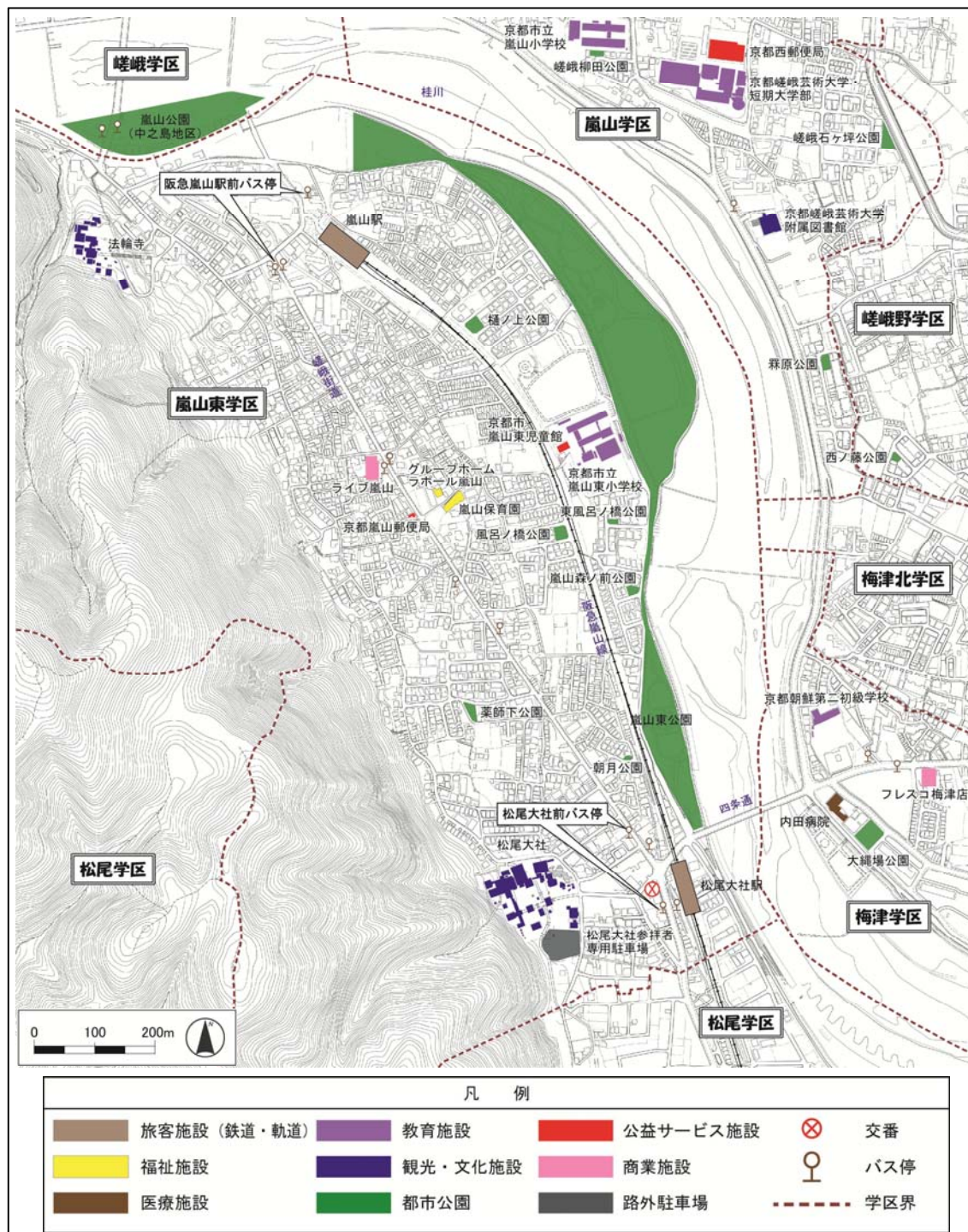
※2 1 往復を 1 便として計上

4 嵐山駅及び松尾大社駅周辺の施設の立地状況及び道路の現況

嵐山駅及び松尾大社駅周辺には、医療施設（内田病院）、都市公園（嵐山公園（中之島地区）、嵐山東公園）などがあります。

また、周辺の道路状況は、南北の主要な道路として、主要府道宇多野嵐山山田線（嵯峨街道）があります。主要府道宇多野嵐山山田線は歩道が整備されていますが、一部歩道の幅員が狭くなっています。また、東西の主要な道路として、一般府道嵐山西院線（四条通）があり、歩道が整備されていますが、幅員が狭くなっている箇所があります。地区全体としては、電柱等が通行の障害となっているなどの課題があります。

嵐山駅及び松尾大社駅周辺の施設の立地状況を図－6に示します。



図－6 嵐山駅及び松尾大社駅周辺の施設の立地状況

第3章 阪急嵐山・松尾大社地区におけるバリアフリー化の方向性

「阪急嵐山・松尾大社地区基本構想」は、「はばたけ未来へ！京^{みやこ}プラン」や「京都市都市計画マスタープラン」などの計画に掲げられている“バリアフリーのまちづくり”との整合性を保ちながら策定すべきものであり、地区の特性やまちづくりの方向性にも十分配慮した内容とすることが必要となります。

「阪急嵐山・松尾大社地区基本構想」の策定に当たっては、西京区及び右京区のまちづくりの方向性を踏まえたうえで、「阪急嵐山・松尾大社地区」の目指す姿を整理することとします。

1 上位計画・関連計画の構成

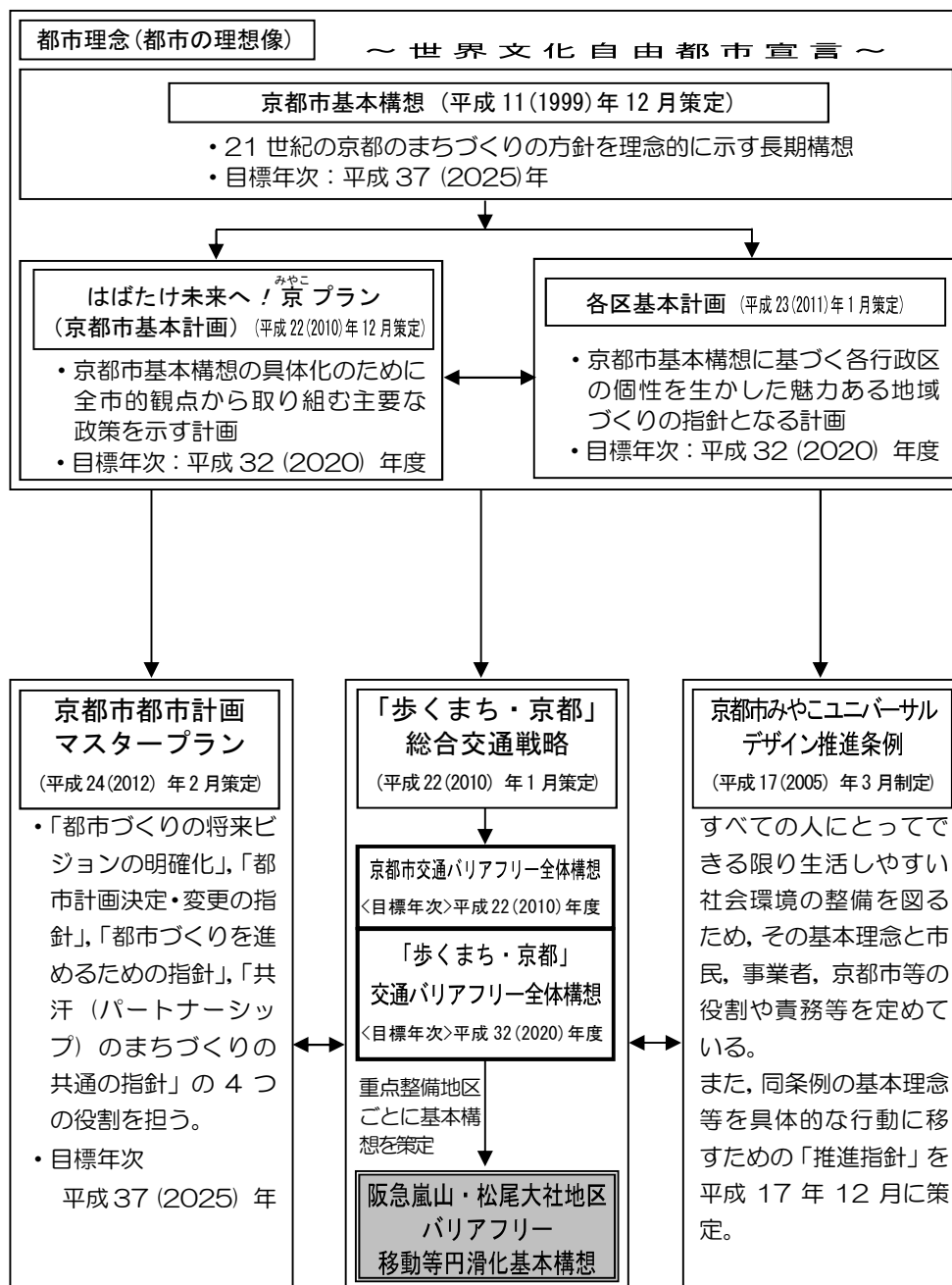


図-7 上位計画・関連計画の構成

2 阪急嵐山・松尾大社地区におけるバリアフリー化の方向性

京都市では、「京都市基本構想」を受けて、「はばたけ未来へ！京^{みやこ}プラン」を策定しています。さらに、各行政区では、「京都市基本構想」に基づいて、個性を生かした魅力ある地域づくりの指針となる各区基本計画を策定しています。

「阪急嵐山・松尾大社地区」がある西京区及び右京区で策定されている基本計画に基づき、「阪急嵐山・松尾大社地区」におけるバリアフリー化の方向性を示します。

(1) 西京区のまちづくり

西京区のまちづくりの方向性は、「西京区基本計画」において、次のとおり示されています。

西京区の将来の姿及び基本理念

西山の緑かがやき 未来をひらく西京区

まちづくりの方向性と取組

人と人が支え合う区民が主役のまちづくり
～地域の絆を育み、安心して暮らせるまちを目指して～

【取組分野】

- 人権
- 地域コミュニティ
- 区民参加
- 地域福祉
- 子育て
- 高齢者福祉
- 障害者福祉
- 保健・医療
- 教育
- 安心・安全
- 商工業

環境と共生するまちづくり
～美しい自然を守り育て、未来へ引き継ぐまちを目指して～

【取組分野】

- 自然環境
- 歩くまち・京都
- まちの美化
- 循環型社会
- 景観・住環境
- 農業

人と歴史・文化が輝くまちづくり
～地域の魅力を生かし、多彩な交流が進むまちを目指して～

【取組分野】

- 歴史・文化
- 観光
- 市民スポーツ
- 都市間交流
- 生涯学習
- 大学等との連携

暮らしやすい都市基盤が整うまちづくり
～快適で、いつまでも住み続けたいと思うまちを目指して～

【取組分野】

- 公共交通
- 道路環境
- 河川・上下水道
- 建築物の耐震化

(2) 右京区のまちづくり

右京区のまちづくりの方向性は、「右京かがやきプラン」において、次のとおり示されています。

右京区が目指す将来像

豊かな自然・文化を受け継ぐまち・右京

楽しく歩けるまち・右京

支え合い助け合うまち・右京

将来像を実現するための取組テーマ

豊かな自然と歴史文化を活かしたまちづくり

魅力ある都市環境を備えたまちづくり

地域活動が盛んな安心・安全のまちづくり

具体的な取組内容

- ①右京の歴史や文化を活かし、継承していくまちづくり
- ②地域の個性に応じた景観づくり
- ③右京ならではの観光への転換
- ④右京独自の資源を活かした産業振興の推進

- ①まちを支える交通システムの実現
- ②身近な環境の魅力向上とよりよい生活環境づくり

- ①多様な世代が地域で自立して暮らせるまちづくり
- ②地域住民相互の関係づくり（次世代への継承）
- ③地域活動の活性化、担い手づくり

（３）阪急嵐山・松尾大社地区におけるバリアフリー化の方向性

「西京区基本計画」及び「右京かがやきプラン」を踏まえ、「阪急嵐山・松尾大社地区」のバリアフリー化を推進するための方向性を次のとおりとします。

ア だれもが楽しく歩けるまち

地域住民や来訪者、高齢者や障害のある方などを含むすべての人が、歩くことが楽しく、買い物などの日常生活においても気兼ねなく出かけられる、歩いて楽しいまちを目指します。

イ 豊かな歴史・文化を受け継ぐ魅力あるまち

阪急嵐山・松尾大社地区は、地区周辺に観光・文化施設である松尾大社などの社寺及び史跡などに恵まれた観光地でもあることから、これらの施設を生かした、歴史・文化を受け継ぐ魅力あるまちを目指します。

ウ 相互に支え合いながら、人と人がふれあい、交流するまち

人と人とのつながりを大切にしながら、高齢者や障害のある方などへの理解を深めるとともに、手助けなどの協力を地域ぐるみで行える交流あるまちづくりを推進し、地域活力が感じられるまちを目指します。

３ 阪急嵐山・松尾大社地区基本構想の策定に向けた基本的な考え方

（１）ユニバーサルデザインに基づく交通バリアフリーの推進

ア 交通バリアフリーの推進に当たっては、「どこでも、だれもが、自由に、使いやすく」とのユニバーサルデザインの考え方に基づき、高齢者や障害のある方をはじめ、すべての人が安心・安全で円滑に移動できることを基本とします。

イ 旅客施設及びその周辺道路等の整備については、「阪急嵐山・松尾大社地区基本構想」に示した事業内容だけでなく、「重点整備地区」内のバリアフリー化に向けた長期的な取組についても、可能な限り進めます。

ウ 旅客施設及び車両等（ハード面）の整備だけでなく、すべての人が安心・安全で円滑に移動するために必要な情報やサービスを容易に受けられ、様々な個性や違いを超えて、お互いを理解し、助け合える取組（ソフト面の対策）を積極的に行います。

エ 鉄道駅におけるホームからの転落事故や列車との接触事故への対策の必要性が高まっていることを踏まえ、ハード面の整備やソフト面の対策を進めます。

（２）地域住民・利用者等の意見の反映

バリアフリー化の推進に当たっては、高齢者や障害のある方をはじめ、地域住民や施設利用者等の意向を踏まえ、検討を行っていくことが必要です。

検討に当たっては、市民や利用者代表等が参画する連絡会議の開催やパブリックコメントの実施等により多くの方の御意見をお聴きし、可能な限り「阪急嵐山・松尾大社地区基本構想」に反映します。

4 阪急嵐山・松尾大社地区のバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針

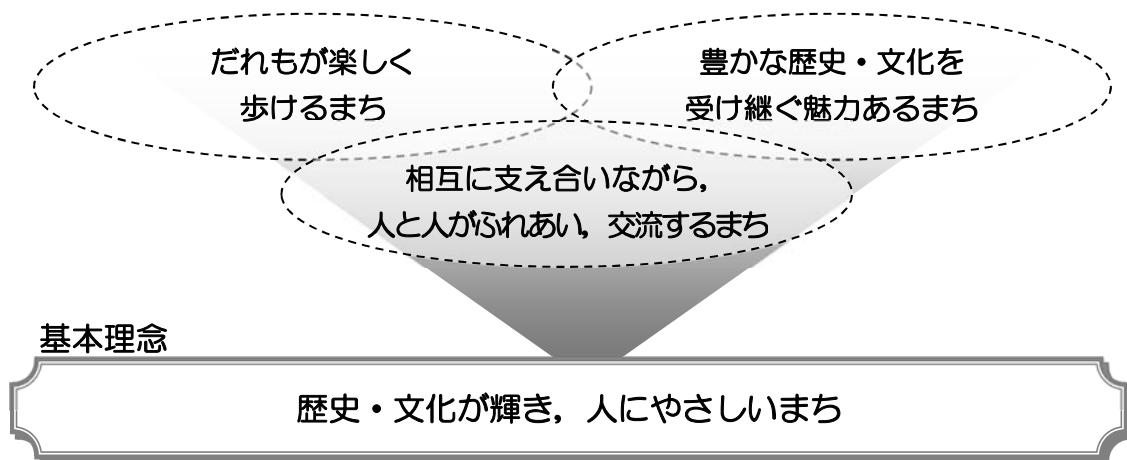
「阪急嵐山・松尾大社地区」のバリアフリー化の推進に当たっては、地区の特性及びバリアフリー化の方向性に加え、「京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針」の基本目標である「京都の豊かな蓄積を資源として、国際社会の取組との協調を図り、すべての人が個人として尊重され、その能力を最大限に発揮できる、活力に満ちた社会の実現」を踏まえ、「阪急嵐山・松尾大社地区」のバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針を次のとおり定めます。

(1) 阪急嵐山・松尾大社地区のバリアフリー化推進に係る基本理念

「阪急嵐山・松尾大社地区」には、旅客施設である嵐山駅や松尾大社駅のほか、医療施設、都市公園などが立地しており、これらの施設間や地区周辺の観光地をすべての人が歩いて楽しく、快適に移動できる環境を整備します。さらに、こうした施設整備だけではなく、地域コミュニティを育みながら、支え合い、助け合いを推進することなどにより、人と人がふれあい、交流するまちの形成を目指します。

これらを踏まえて、「阪急嵐山・松尾大社地区」の基本理念を「歴史・文化が輝き、人にやさしいまち」とします。

阪急嵐山・松尾大社地区のバリアフリー化の方向性



(2) 阪急嵐山・松尾大社地区のバリアフリー化推進に係る基本方針

ア だれもが利用しやすい交通結節点としてのバリアフリー化の推進

高齢者や障害のある方、妊産婦、国内外からの観光客、けがをしている方など、すべての人が円滑に移動できる施設として、嵐山駅及び松尾大社駅のバリアフリー化を推進します。

イ 生活関連経路のバリアフリー化の推進

生活関連経路において、段差の解消や勾配の改善、歩行空間の明確化などにより、すべての人が安心・安全で円滑に移動できるように、バリアフリー化を図ります。それ以外の道路についても、道路の改修等と併せて、順次、バリアフリー化を図ります。

ウ 地域の取組、他の施策と連携したバリアフリー化事業の推進体制の整備

「阪急嵐山・松尾大社地区基本構想」の策定に当たっては、市民をはじめとする利用者の意向を十分に反映させるとともに、事業の着実な推進を図るための進行管理を行います。

エ 「心のバリアフリー」「情報バリアフリー」の推進

「京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針」及び「心のバリアフリーハンドブック」に基づき、積極的な声かけの実施など、市民がお互いに理解し、助け合う「心のバリアフリー」を推進します。

また、バリアフリーに関する有効な情報発信について検討し、だれもが必要な情報を入手し、利用できるようにすることで、情報の格差をなくした「情報バリアフリー」を推進します。

第4章 阪急嵐山・松尾大社地区の重点整備地区について

基本構想では、重点整備地区においてバリアフリー化を推進するために、「生活関連施設」※¹⁾や「生活関連経路」※²⁾を含み、バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する地区である「重点整備地区」の区域を定めます。

※1 「生活関連施設」：旅客施設及びその周辺に立地し、多くの高齢者や障害のある方などが徒歩又は車いすにより利用すると考えられる施設

※2 「生活関連経路」：「生活関連施設」相互を結ぶ道路のうち、重点的にバリアフリー化を図るべき道路

1 生活関連施設

「阪急嵐山・松尾大社地区」周辺の施設について検討した結果、「生活関連施設」を次のとおり設定しました。

表－6 生活関連施設

区 分	名 称	摘 要
旅 客 施 設	嵐 山 駅（阪急電鉄） 松尾大社駅（阪急電鉄）	・1日の平均利用者数が3,000人以上である旅客施設（特定旅客施設）
医 療 施 設	内田病院	・多くの高齢者や障害のある方などが徒歩又は車いすにより利用すると考えられる施設
観光・文化施設	松尾大社	
都 市 公 園	嵐山公園（中之島地区） 嵐山東公園	

※「生活関連施設」の位置は、17ページの図－8参照

2 生活関連経路

「阪急嵐山・松尾大社地区」の「生活関連経路」を表－7及び図－8に示します。

表－7 生活関連経路

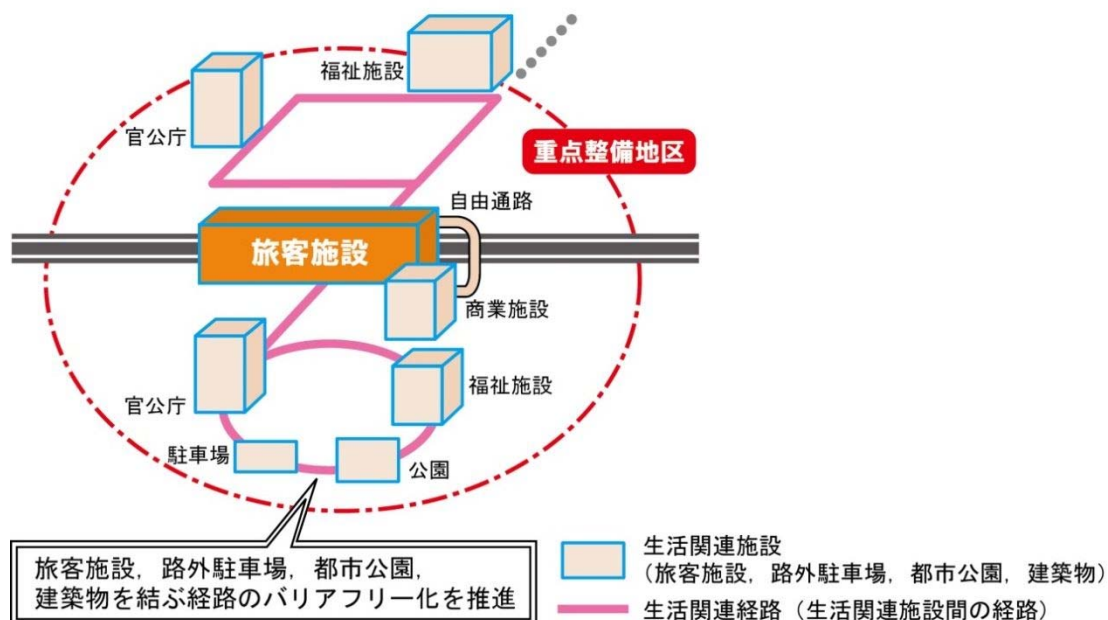
生活関連経路	路 線 名 (区 間)
①	主要府道 宇多野嵐山山田線，一般市道 松尾嵐山経66号線，松尾嵐山経81号線 (嵐山公園 (中之島地区) ～ 嵐山駅)
②	主要府道 宇多野嵐山山田線，一般府道 嵐山西院線 (四条通) (松尾大社交差点 ～ 生活関連経路④)
③	一般市道 松尾嵐山経66号線 (嵐山東公園 ～ 生活関連経路②)
④	一般市道 梅津緯54－1号線 (生活関連経路② ～ 内田病院)
⑤	一般市道 松尾神社前通 (松尾大社交差点 ～ 松尾大社)

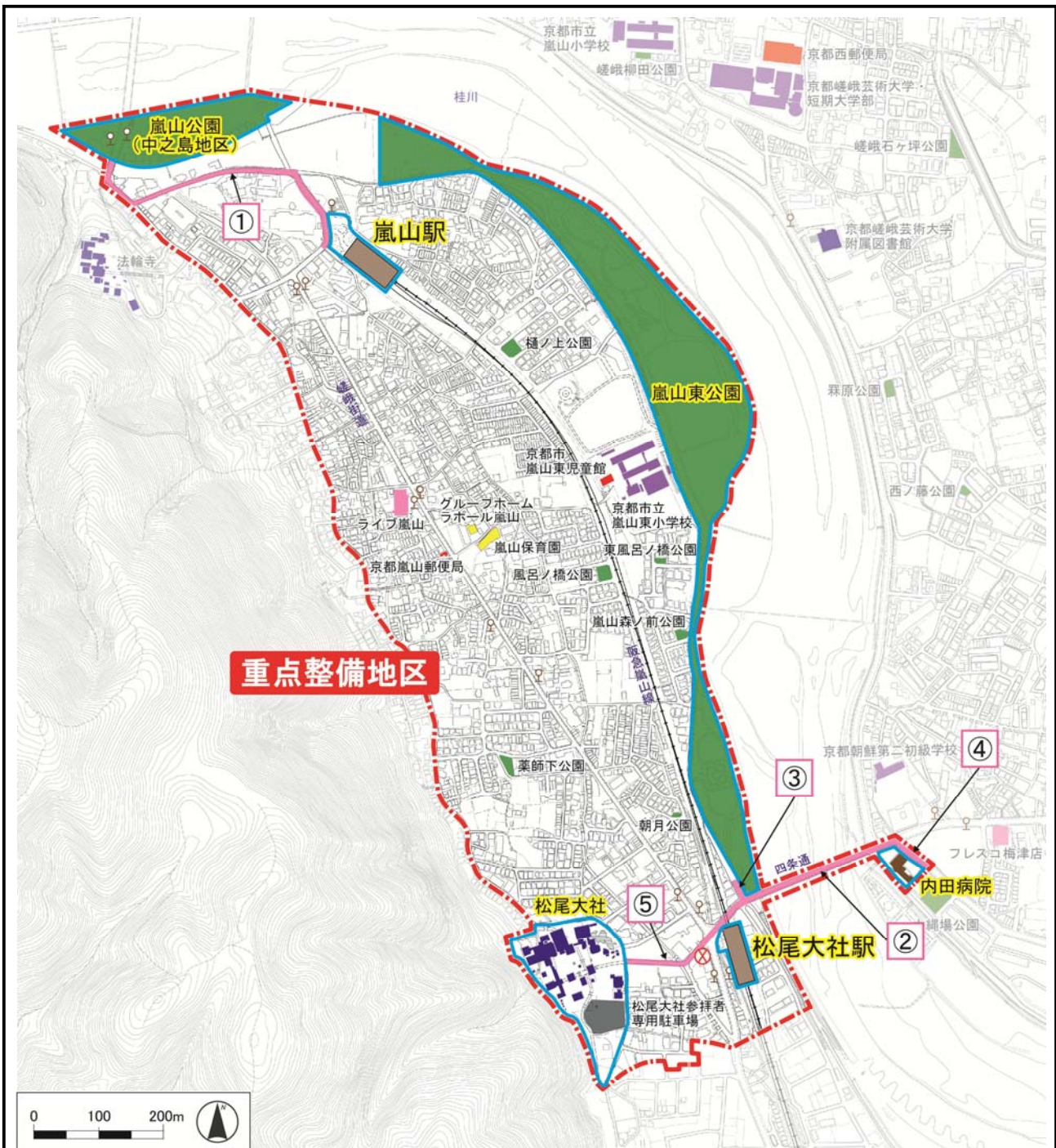
※「生活関連経路」の位置は，17 ページの図－8参照

3 重点整備地区

「阪急嵐山・松尾大社地区」では，図－8に示す範囲を「重点整備地区」としました。「重点整備地区」の区域については，道路や町界などを境界としました。

<参考>「重点整備地区」におけるバリアフリー化のイメージ





※黄色文字は生活関連施設

凡 例			
旅客施設（鉄道・軌道）	観光・文化施設	路外駐車場	重点整備地区
福祉施設	都市公園	交番	生活関連施設
医療施設	公益サービス施設	バス停	① 生活関連経路
教育施設	商業施設		

図一八 生活関連施設、生活関連経路及び重点整備地区の区域

第5章 阪急嵐山・松尾大社地区の現状に関する御意見と課題

「阪急嵐山・松尾大社地区基本構想」の策定に当たっては、連絡会議において数多くの御意見をいただくとともに、現地調査を行い、駅や道路などの課題について意見交換を行いました。嵐山駅、松尾大社駅や「生活関連経路」の現状に対する御意見と課題は次のとおりです。

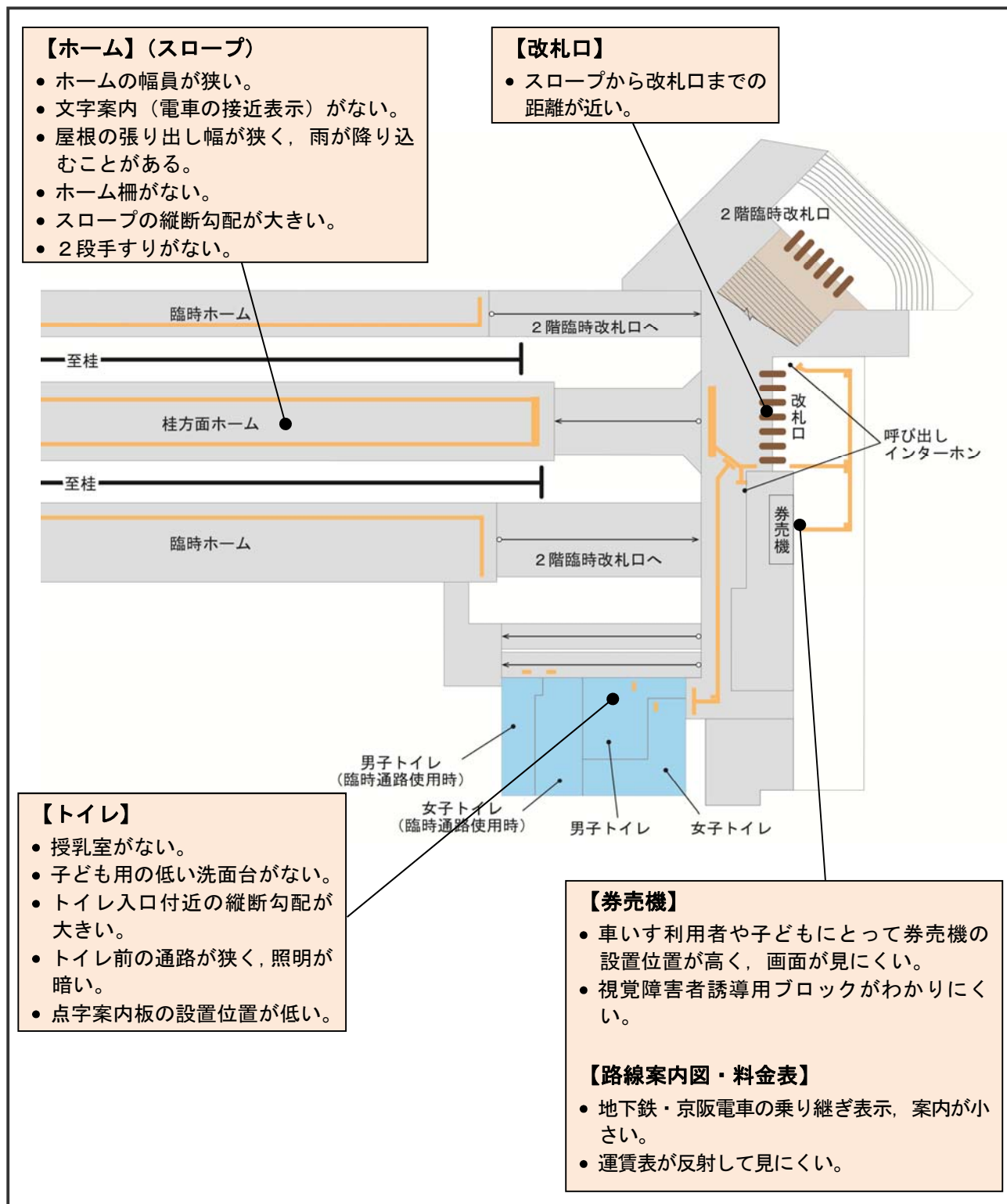
1 旅客施設に関する御意見

(1) 嵐山駅

嵐山駅のバリアフリー状況化を表－8、嵐山駅に関する主な御意見を図－9に示します。

表－8 嵐山駅のバリアフリー化状況（平成26年10月現在）

鉄道事業者名			阪急電鉄
路 線 名			嵐山線
駅 名			嵐山駅
駅 の 構 造			地上駅
1 日平均利用者数			5,964 人
段差解消 の 状 況	出入口～改札口（改札外）		・ 段差なし
	改札口～ プラットフォーム （改札内）	桂方面	・ 段差あり（スロープあり）
	臨時ホーム		・ 段差あり（スロープあり）
視覚障害者誘導用ブロック			・ 出入口から券売機，改札口，スロープへの視覚 障害者誘導用ブロックあり
運行情報 設 備	音声（音響）案内		・ あり
	文字情報		・ なし
点字料金表示			・ 券売機横にあり
トイレ			・ 車いす対応トイレあり ・ トイレレイアウト図（点字）あり
休憩施設			・ ベンチあり ・ 待合所あり
転落防止対策			・ ホーム縁端部に警告ブロックあり（内方線あり） ・ ホーム端での転落防止対策あり
券売機			・ 車いす対応券売機あり
改札口			・ 6 箇所のうち，1 箇所が幅広改札口



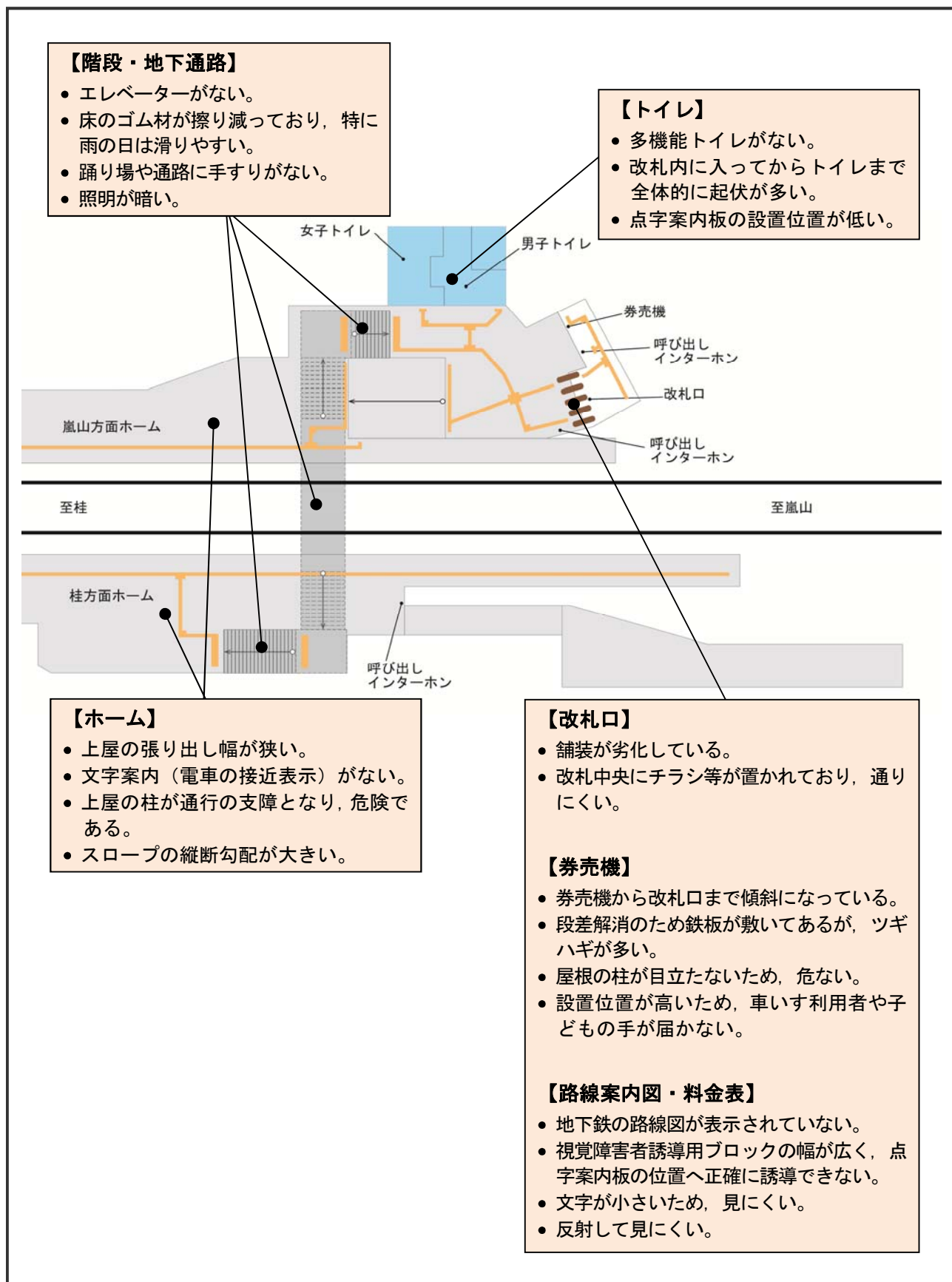
図－9 嵐山駅に関する主な御意見

(2) 松尾大社駅

松尾大社駅のバリアフリー化状況を表－9、松尾大社駅に関する主な御意見を図－10に示します。

表－9 松尾大社駅のバリアフリー化状況（平成 26 年 10 月現在）

鉄道事業者名			阪急電鉄		
路 線 名			嵐山線		
駅 名			松尾大社駅		
駅 の 構 造			地上駅		
1 日平均利用者数			4,842 人		
段差解消 の 状 況	出入口～改札口（改札外）		・ 段差なし		
	改札口～プラ ットホーム （改札内）	嵐山方面	・ 段差あり（スロープあり）		
		桂方面	・ 段差あり（階段・地下通路）		
視覚障害者誘導用ブロック			・ 出入口から券売機，改札口，階段への 視覚障害者誘導用ブロックあり		
運行情報 設 備	音声（音響）案内		・ あり		
	文字情報		・ なし		
点字料金表示			・ 券売機横にあり		
トイレ			・ 車いす対応トイレあり ・ トイレレイアウト図（点字）あり		
休憩施設			・ ベンチあり ・ 待合所あり		
転落防止対策			・ ホーム縁端部に警告ブロックあり（内方線あり） ・ ホーム端での転落防止対策あり		
券売機			・ 車いす対応券売機あり		
改札口			・ 3 箇所のうち，1 箇所が幅広改札口		



図－１０ 松尾大社駅に関する主な御意見

2 生活関連経路に関する御意見

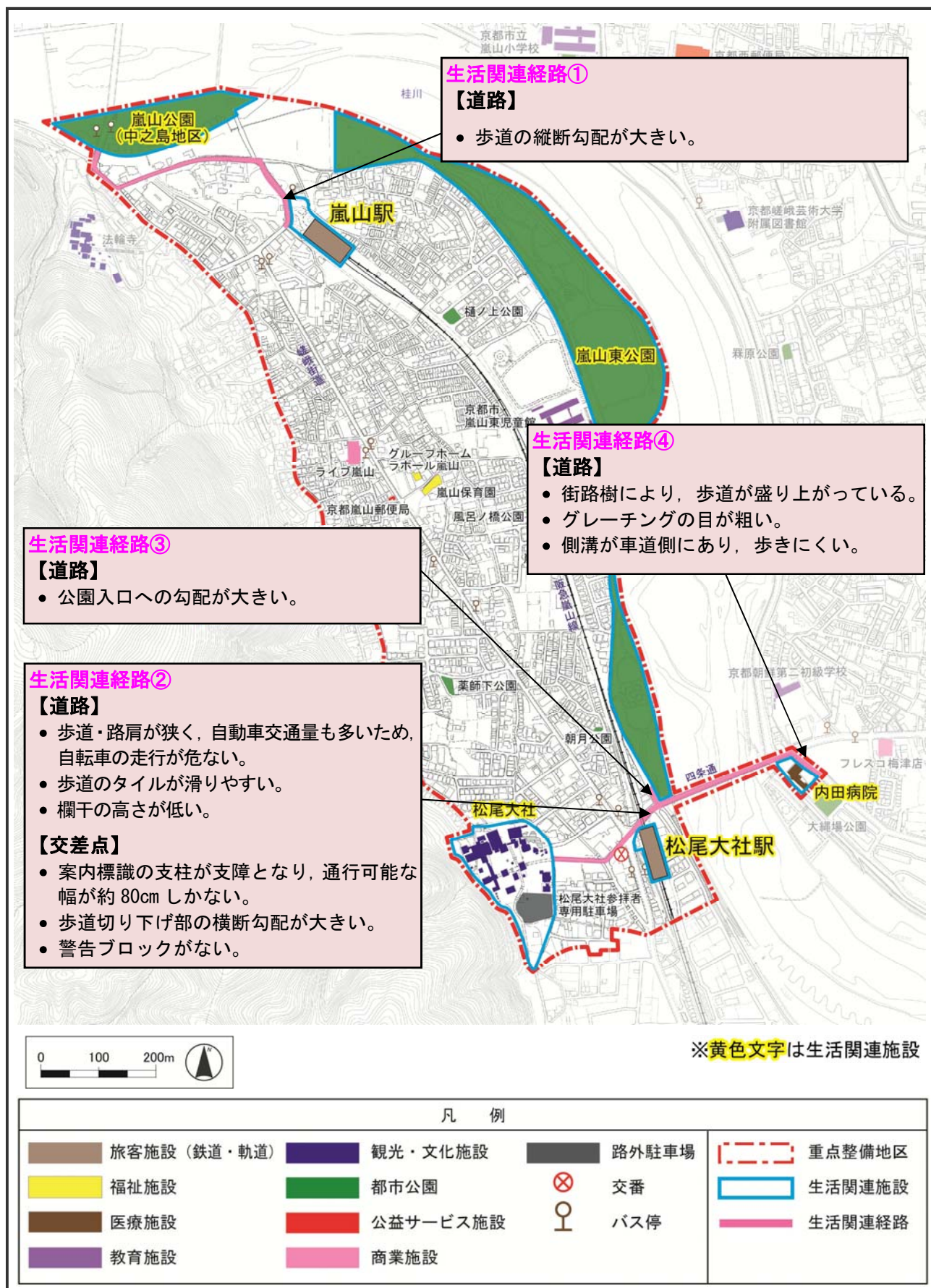
「阪急嵐山・松尾大社地区」における「生活関連経路」について、「生活関連経路」全体に共通する主な御意見を表－１０に、各「生活関連経路」についての主な御意見を図－１１に示します。

表－１０ 生活関連経路に関する主な御意見（共通）

道 路	• 歩道が狭い。 • 舗装が劣化している。 • グレーチングの網目が大きい。
交 差 点	• 歩道切り下げ部の横断勾配が大きい。

※ グレーチングとは、金属製の溝蓋のことをいいます。





図－１１ 各生活関連経路に関する主な御意見

3 阪急嵐山・松尾大社地区の課題

嵐山駅、松尾大社駅及び「生活関連経路」の現状に関する御意見を踏まえた「阪急嵐山・松尾大社地区」の課題は表－１１のとおりです。

表－１１ 阪急嵐山・松尾大社地区の課題

嵐山駅・松尾大社駅	<u>すべての人が円滑に移動できる経路がない</u> - 嵐山駅においては、改札口からホームまでスロープが設置されているが、勾配が大きい。 - 松尾大社駅においては、嵐山方面ホーム側にしか改札口がなく、桂方面ホームへは地下通路を通る必要がある。 <u>分かりやすい情報提供がされていない</u> - 乗り換え案内の場所が分かりにくく、路線案内図や料金表が見えにくい。 <u>誰もが使いやすいトイレではない</u> - 点字案内板の設置位置が低く、多機能トイレもない。 <u>その他様々な設備等にも課題がある</u> - 嵐山駅及び松尾大社駅においては、券売機の設置位置が高い、ホームが暗いなど、様々な設備等にも課題がある。
生活関連経路	<u>歩道に段差や勾配が大きい箇所等がある</u> - 歩道のある道路においては、段差や勾配が大きい箇所がある。また、歩道の幅が狭い箇所も多い。 <u>歩行者が安全に通行できる環境が少ない</u> - 電柱や案内標識の支柱が通行の支障となっている箇所が多い。

第6章 阪急嵐山・松尾大社地区におけるバリアフリー化の概要

「阪急嵐山・松尾大社地区」におけるバリアフリー化推進に係る基本理念、基本方針及び課題を踏まえ、今後、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会などが「阪急嵐山・松尾大社地区」において実施するバリアフリー化などの概要を示します。

旅客施設や道路などのバリアフリー化については、次の2つに区分しています。

① 特定事業

特に必要性・緊急性の高い事業として、国が定める「移動等円滑化基準」に適合させて、原則として、平成32年度までに完了させる事業（公共交通特定事業、道路特定事業、都市公園特定事業、交通安全特定事業）

② その他の取組

「阪急嵐山・松尾大社地区」内において実施される①以外の事業やソフト施策等の取組

なお、特定事業については、「阪急嵐山・松尾大社地区基本構想」策定後、公共交通事業者（鉄道事業者）、道路管理者（京都市）、公安委員会（京都府公安委員会）が、具体的な事業計画を作成し、事業を実施します。

1 旅客施設及び車両のバリアフリー化の概要

嵐山駅及び松尾大社駅のバリアフリー化に向けた基本的な考え方は次のとおりです。

（1）嵐山駅のバリアフリー化の概要

ア バリアフリー経路の確保

桂方面ホームのスロープの改良及び臨時ホームのスロープの新設により、すべての人が円滑に移動できるようにします。

イ トイレの整備

多機能トイレを新設することにより、すべての人が使いやすいトイレとなるよう整備します。

（2）松尾大社駅のバリアフリー化の概要

ア バリアフリー経路の確保

嵐山方面ホームについては、幅広改札口及びスロープの改良により、すべての人が円滑に移動できるようにします。また、桂方面ホームについては、改札口及び構外スロープの新設により、段差の解消を図ります。

イ トイレの整備

多機能トイレを新設することにより、すべての人が使いやすいトイレとなるよう整備します。

(3) 長期的な課題の検討

嵐山駅及び松尾大社駅における長期的な課題の検討に関する考え方は次のとおりです。

ア 様々な設備の改善の検討

今後、設備の更新時期などにあわせ、可能な限り多くの設備の改善を図るように努めます。

イ 案内表示や緊急情報表示のあり方の検討

旅客施設等を利用される方にとって、できる限り分かりやすい案内表示となるよう、関係者と協議しながら検討を進めます。

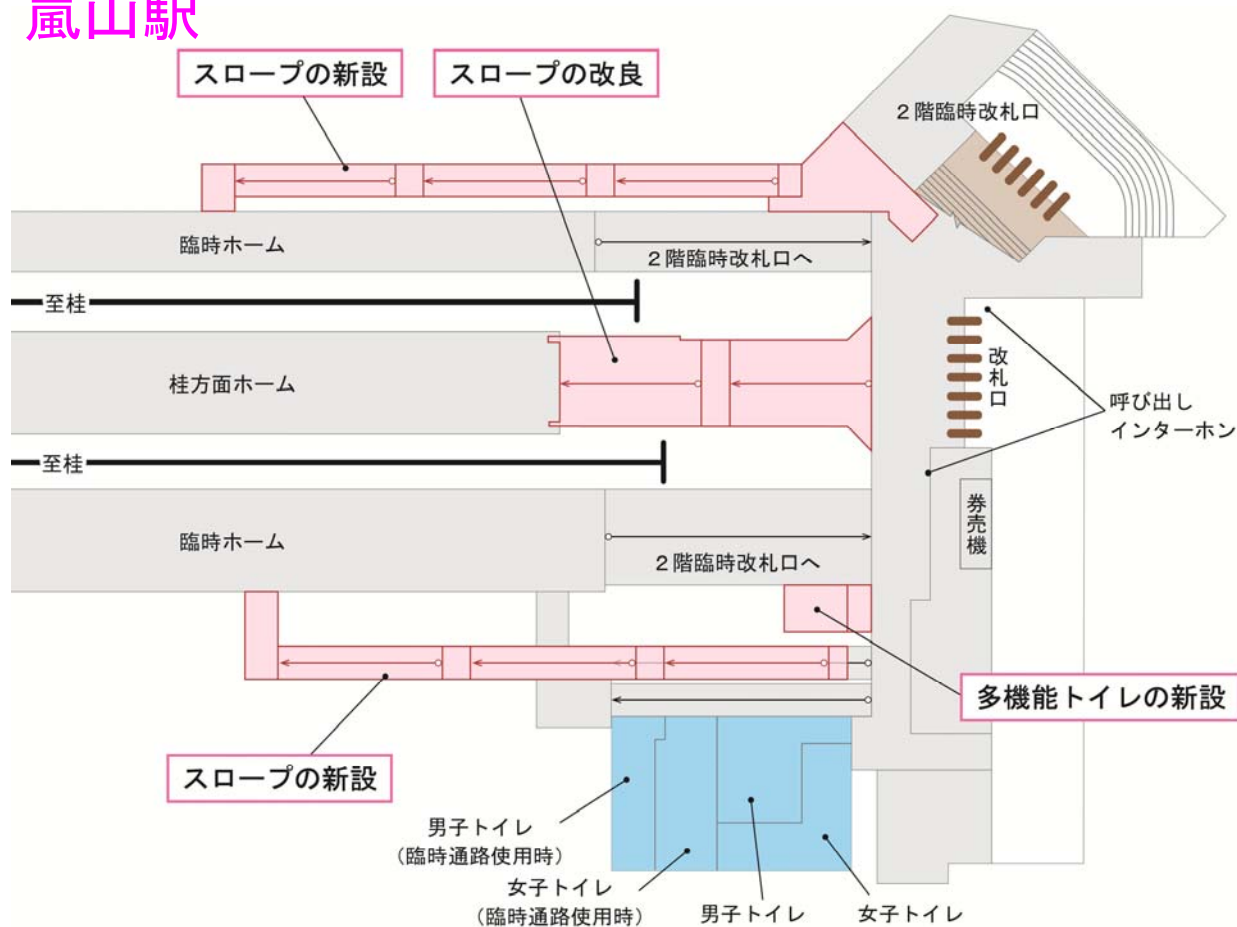
旅客施設のバリアフリー化の概要を表－１２及び図－１２に示します。

表－１２ 旅客施設のバリアフリー化の概要

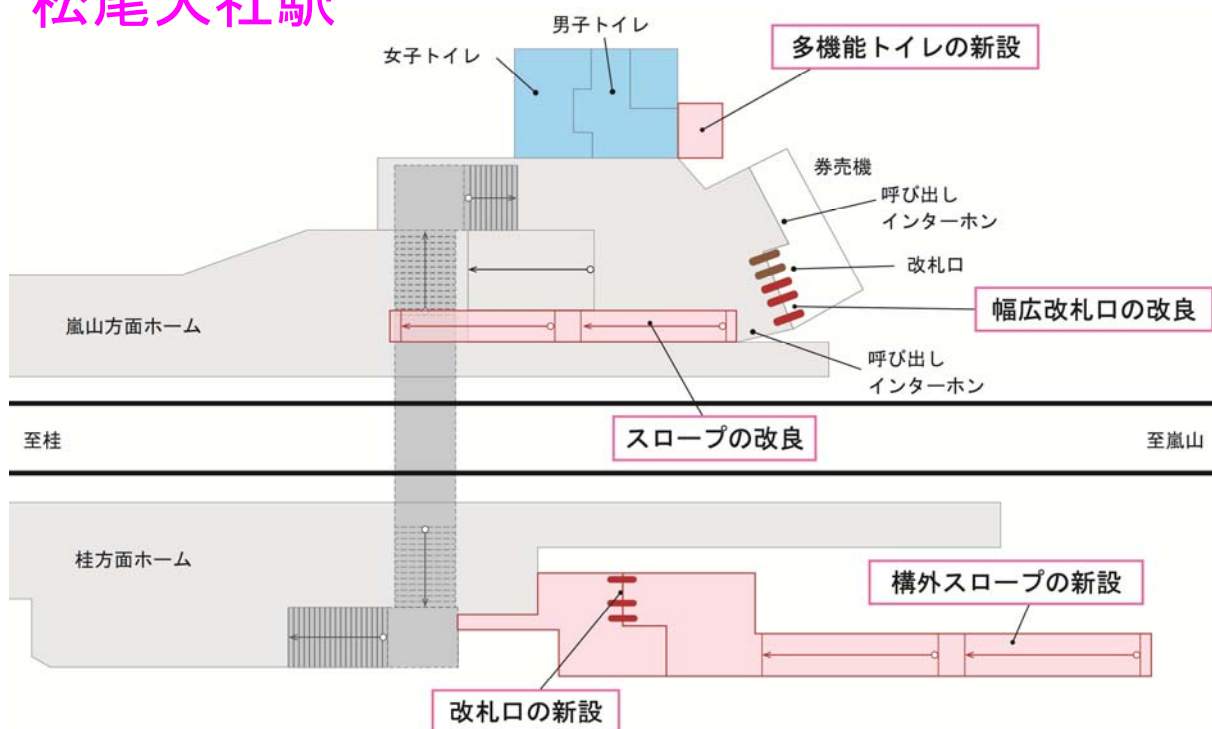
	事業内容	旅客施設名	事業主体	目標年次
公共交通 特定事業	桂方面ホーム スロープの改良	嵐山駅	阪急電鉄	平成28年度末までに実施
	臨時ホーム スロープの新設			
	多機能トイレの新設			
	桂方面ホーム 改札口及び構外スロープの新設	松尾大社駅		
	嵐山方面ホーム 幅広改札口の改良			
	嵐山方面ホーム スロープの改良			
	多機能トイレの新設			
	ホームと車両の乗降口の段差解消	嵐山駅 松尾大社駅		
	列車接近警告表示装置の新設			
	誘導ブロックの改良			
	長期的な課題の検討			継続して実施を検討

※公共交通特定事業の実施に当たっては、国、京都府、京都市が協調して必要な助成を行います。

嵐山駅



松尾大社駅



図ー１２ 嵐山駅及び松尾大社駅のバリアフリー化の概要

(4) 車両のバリアフリー化の概要

「阪急嵐山・松尾大社地区」内を発着する鉄道，路線バスの車両のバリアフリー化に向けた基本的な考え方は次のとおりです。

ア 鉄道

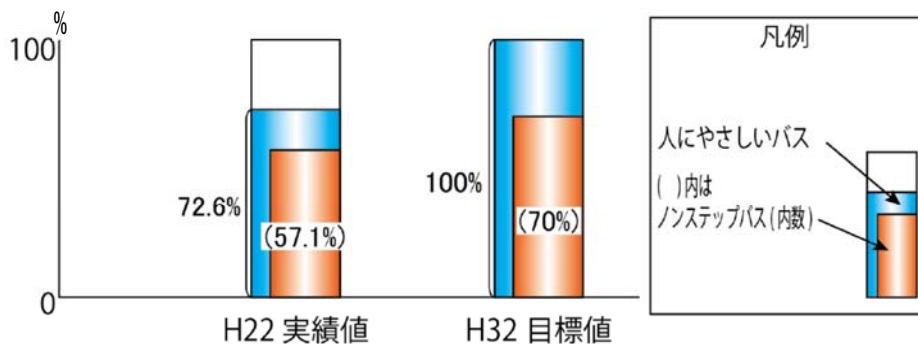
車両の改良や更新時に，車いすスペースの確保など国が定める「公共交通移動等円滑化基準」に適合した車両とするとともに，既存車両についても，扉が開くときにチャイムにより扉位置を知らせる装置を設置するなど，可能な限りバリアフリー化されたものとなるよう改良を検討します。

イ 路線バス車両

車両の更新時に，車いす利用者の円滑な乗降が可能であるなど「公共交通移動等円滑化基準」に適合した車両を導入することにより，順次，バリアフリー化を図ります。

<参考> 「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」に掲げる

路線バスのバリアフリー化の目標



人しやすいバスとは，ノンステップバス，ワンステップバス等のことをいいます。



ノンステップバス



ワンステップバス

2 道路のバリアフリー化の概要

(1) 重点整備地区内の道路のバリアフリー化の概要

「阪急嵐山・松尾大社地区」内の道路のバリアフリー化に向けた基本的な考え方は次のとおりです。

ア 生活関連経路

「生活関連経路」においては、道路特定事業として、歩道のある道路では段差・勾配の改善、歩道のない道路では歩行空間の明確化を行います。

イ その他の取組

(ア) 生活関連経路以外の道路のバリアフリー化

「生活関連経路」以外の京都市が管理する道路についても、「重点整備地区」の内外を問わず、他の事業や維持管理を行う中で、可能な限り、バリアフリー化を図るよう努めます。

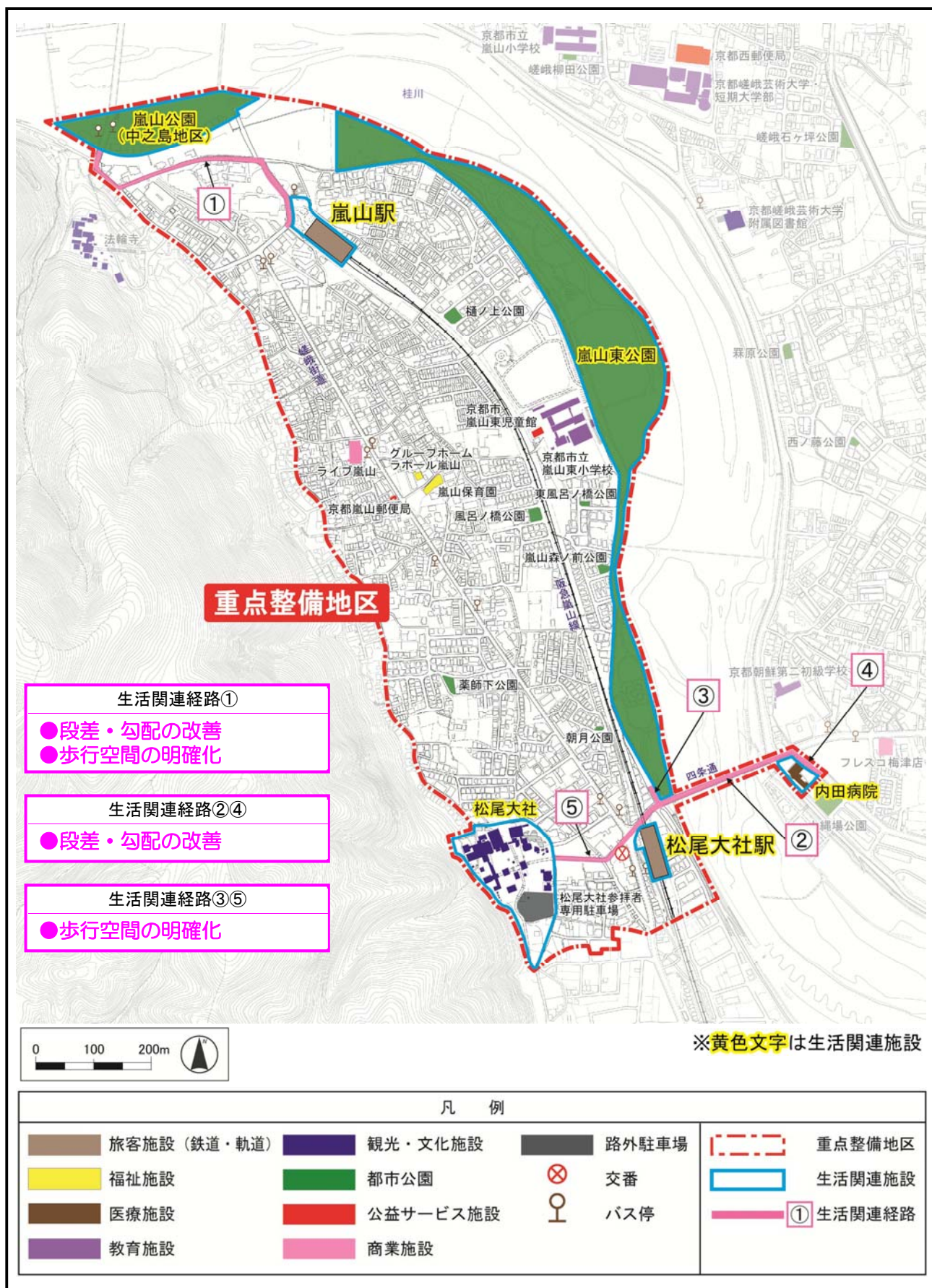
(イ) 安全・快適な歩行空間の確保

放置自転車の対策については、「改訂京都市自転車総合計画」に基づき、自転車の適正な利用を促進するため、引き続き啓発や放置自転車の撤去に取り組むとともに、地元の取組などと協力・連携を図りながら進めます。また、駅周辺の放置自転車対策については、鉄道事業者の協力を求めながら取組を進めていきます。さらに、看板・商品等の歩道などへのはみ出しについては、地元・商店街などと協力・連携を図りながら取組を進めます。

道路のバリアフリー化の概要を表－１３及び図－１３に示します。

表－１３ 道路のバリアフリー化の概要

	経 路	路 線	事 業 内 容	目 標 年 次
道路特定事業	生活関連経路①	主要府道 宇多野嵐山山田線 一般市道 松尾嵐山経 66 号線 一般市道 松尾嵐山経 81 号線	段差・勾配の改善 歩行空間の明確化	平成 32 年度末までに実施
	生活関連経路②	主要府道 宇多野嵐山山田線 一般府道 嵐山西院線（四条通）	段差・勾配の改善	
	生活関連経路③	一般市道 松尾嵐山経 66 号線	歩行空間の明確化	
	生活関連経路④	一般市道 梅津緯 5 4－1 号線	段差・勾配の改善	
	生活関連経路⑤	一般市道 松尾神社前通	歩行空間の明確化	
その他の取組	—	生活関連経路以外の道路	他の事業や維持管理 の中で可能な限り バリアフリー化	継続して実施を検討



図ー１３ 道路のバリアフリー化の概要

3 交通安全施設などのバリアフリー化の概要

(1) 重点整備地区内の交通安全施設などのバリアフリー化の概要

京都府公安委員会は、今後、交通安全特定事業を実施するための計画（交通安全特定事業計画）を策定し、「重点整備地区」内の交通安全施設などのバリアフリー化を図ります。

4 その他のバリアフリー化の取組に関する概要

(1) 路外駐車場のバリアフリー化

路外駐車場管理者は、駐車場法等に基づき路外駐車場を設置するときは、「路外駐車場移動等円滑化基準」、「京都府福祉のまちづくり条例」及び「京都市人にやさしいまちづくり要綱」に基づき、バリアフリー化を図ります。

(2) 都市公園のバリアフリー化

公園管理者は、「重点整備地区」内の都市公園において、維持管理などを行う中で設備の改善を図るなど、長期的な取組としてバリアフリー化を図ります。

(3) 建築物のバリアフリー化

建築主は、建築物の建築に当たり、「バリアフリー法」や「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」に基づき、バリアフリー化を図ります。

また、京都市は、バリアフリー化の推進に当たり、適切な助言・指導を行うとともに、「みやこユニバーサルデザイン推進指針」の考え方に沿った基準を満たした建築物を顕彰します。

(4) 情報案内設備に関する検討

情報案内設備（文字、音声）の整備については、嵐山駅、松尾大社駅、周辺の道路、建築物などにおいて、関係事業者と調整を図り、また、障害者団体等の意見も聴きながら、国が定める「移動等円滑化基準」に沿った整備を進めます。さらに、災害などの非常時における緊急情報表示などのあり方については、長期的な施策も含めた検討を行います。

5 「京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針」及び「心のバリアフリーハンドブック」に基づくソフト対策の推進

高齢者や障害のある方をはじめ、すべての人が安心・安全で円滑に移動できるようにするためには、施設の整備（ハード面）だけでなく、ソフト面での対策が必要です。高齢者や障害のある方などに対する市民の理解を深め、積極的な手助けが行えるよう、公共交通事業者、行政機関などが連携し、広報啓発や教育・研修を展開するなど、「心のバリアフリー」を推進します。

また、公共交通を利用する際の移動に関する情報は、日常生活の利便性の向上、豊かな生活や活力ある地域社会の実現に大きく寄与しており、また、非常時の安全の確保の観点からも、欠かすことができないものであることから、情報の発信に当たっては、次の点に配慮します。

- ①情報の発信者は、必要な情報を、年齢、心身の状況や言語の違い等に関係なく入手できるよう、複数の手段により、分かりやすく発信するよう努めます。
- ②情報を一方的に発信するだけでなく、様々な人からの意見や提案を、施策や事業に反映させるなどの双方向性を踏まえて進めます。

今後、継続的に取り組むソフト施策の概要を表－１４に示します。

表－１４ ソフト施策の概要

	内 容	具 体 例
心のバリアフリーを推進するソフト施策	市民への「心のバリアフリー」に関する啓発、学習機会の提供	ホームページや「心のバリアフリーハンドブック」、駅の掲示板やバス停の空きスペース、車両内の吊り広告を活用した、高齢者や障害のある方の手助けの方法に関する知識・理解を高めるための啓発、情報発信
		高齢者や障害のある方とのふれあいの場の設置
		駅における介助体験、疑似体験
		高齢者や障害のある方等に対する声かけの実施
	地域住民が主体となった取組の実施	高齢者や障害のある方への手助け、違法駐車・駐輪の抑制、市や事業者が実施する取組やサービスに対する積極的な意見や提案
	学校教育における福祉教育の充実	高齢者や障害のある方との交流や介助体験、疑似体験によるボランティア意識の醸成
情報のバリアフリーを推進するソフト施策	公共交通事業者によるバリアフリーに関する職員研修、マニュアルの整備	高齢者や障害のある方をはじめ、すべての人に対して適切なコミュニケーションが確保できるよう、接客マニュアルによる接客教育の実施 改札口への「耳マーク」の掲示及び聴覚障害のある方の求めに応じて、筆談で対応できる体制の検討 介助体験、疑似体験による訓練、研修の実施
	違法駐車・駐輪などの防止	違法駐車・駐輪、看板類など、円滑な移動を阻害する行為の防止に関する広報・啓発活動
	バリアフリー化設備に関する情報発信	ホームページや冊子等による、駅のエレベーターや多機能トイレの有無等のバリアフリーに関する情報発信（京都市や公共交通事業者のホームページ） バリアフリーマップの作成（駅のバリアフリー化状況、車いすで行ける観光施設）
	駅や歩行経路における情報提供の充実	すべての人に分かりやすい、統一性、連続性のある案内情報の提供

第7章 バリアフリー化事業の推進体制

「阪急嵐山・松尾大社地区基本構想」に位置付けられたバリアフリー化事業は、今後、関係者が互いに連携し、市民をはじめとする利用者の意向を十分反映させながら、円滑かつ効果的に実施していくための事業体制により推進します。

1 連絡会議による進行管理

「阪急嵐山・松尾大社地区基本構想」の策定に向けて協議・検討を行ってきた連絡会議については、「阪急嵐山・松尾大社地区基本構想」策定後も事業を実施するための連絡調整を行うとともに、「阪急嵐山・松尾大社地区」内のバリアフリー化事業が一定の進捗を見た段階などにおいて適宜開催します。そして、これまでの連絡会議での検討内容など、市民をはじめとする利用者の意向が十分反映されているのか検証を行います。

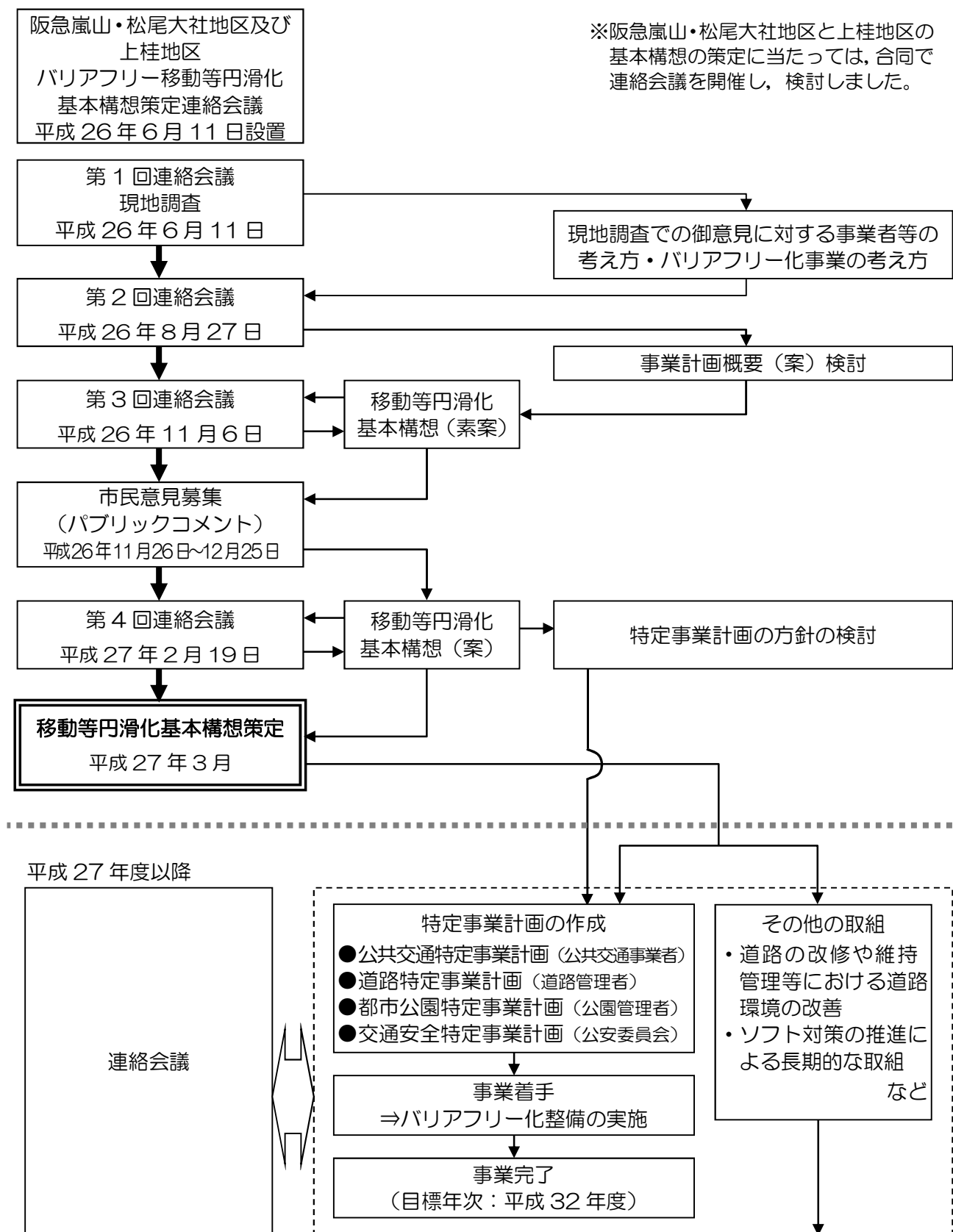
2 バリアフリー化事業の進捗状況に関する情報発信

京都市や鉄道事業者等は、「阪急嵐山・松尾大社地区」をはじめ全市的なバリアフリー化事業の進捗状況に関する情報を収集するとともに、ホームページなどを順次更新し、情報を発信します。

3 その他のバリアフリー化の取組の推進

「阪急嵐山・松尾大社地区」内のバリアフリー化を推進するため、施設設置管理者等に対するバリアフリー化に向けた助言・指導等を行うとともに、「京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針」及び「心のバリアフリーハンドブック」に基づくソフト対策の推進に向けて、「心のバリアフリー」の普及・啓発に努めます。

バリアフリー化事業の推進体制を図－14に示します。



※特定事業以外の事業についても可能な限り平成32年度までに完了するよう努めるとともに、平成33年度以降を含めた長期的な取組も進めていきます。
 ※全市的なバリアフリー化事業の進捗状況に関する情報を収集するとともに、ホームページなどを順次更新し、情報を発信します。

図ー14 バリアフリー化事業の推進体制

第1回「阪急嵐山・松尾大社地区及び上桂地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議」

〔現地調査〕の概要

1 調査の概要

(1) 実施日：平成26年6月11日(水) 13:30~17:00

(2) 参加者：総数48名

班 別：駅 A 班：調査員15名

駅 B 班：調査員17名

道路1班：調査員 8名

道路2班：調査員 8名

※随行者含む

【駅 A 班・駅 B 班・道路1班・道路2班】



2 調査の状況

駅 A 班



駅 B 班



道路 1 班



道路 2 班



3 意見交換の状況



「阪急嵐山・松尾大社地区及び上桂地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議」委員等一覧

< 敬称略，平成 27 年 2 月 19 日現在 >

役職・氏名			備考
学識 経験者	大阪産業大学工学部都市創造工学科教授	波床 正敏	議長
	京都女子大学家政学部生活造形学科准教授	井上 えり子	副議長
利用者 代表	一般社団法人京都市老人クラブ連合会西京区老人クラブ連合会副会長	加舎 若樹	
	公益社団法人京都市身体障害者団体連合会理事	村木 長夫	
	NPO 法人京都市肢体障害者協会理事兼広報委員長	大江 正照	
	公益社団法人京都府視覚障害者協会西京視覚障害者協会会長	武 秀樹	
	京都市聴覚障害者協会西京支部	徳田 勝正	
	NPO 法人京都市中途失聴・難聴者協会理事	上野 久代	
	公益社団法人日本オストミー協会京都府支部長	田桐 敬三	
	京都障害児者親の会協議会	大杉 恭子	
	一般社団法人京都手をつなぐ育成会西京支部長	日根野 扶美江	
	公益社団法人京都精神保健福祉推進家族会連合会理事	小森 公明	
	京都市立総合支援学校 PTA 連絡協議会	菅野 直行	
	京都市地域女性連合会常任委員	井上 恵津子	
	NPO 法人京都子育てネットワーク	猪村 貴子	
	公益財団法人京都市国際交流協会総務課長	井上 八三郎	
地元 代表	右京区梅津自治会連合会会長	古川 真二	
	西京区桂川自治連合会会長	吉本 保	
	西京区松尾自治連合会会長	荒木 康俊	
	西京区松陽自治連合会会長	城崎 佐代美	
	西京区嵐山東自治連合会会長	河原 裕	
	西京区桂自治連合会会長	山本 義博	
交通 事業者	阪急電鉄株式会社都市交通事業本部技術部課長	片岡 孝視	
	京都市交通局自動車部技術課バス待ち環境担当課長	植田 公一	
関係 行政 機関	国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所交通対策課長	小野 武	
	国土交通省近畿運輸局京都運輸支局首席運輸企画専門官	川合 宏和	オブザーバー
	京都府建設交通部交通政策課長	村尾 俊道	オブザーバー
	京都府警察本部交通部交通企画課長	小林 晃	オブザーバー
	京都府警察本部交通部交通規制課長	宮路 正美	オブザーバー
	京都府右京警察署長	井上 基	オブザーバー
	京都府西京警察署長	八十原 訓	オブザーバー
	京都市保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課みやこユニバーサルデザイン推進担当課長	徳永 博己	オブザーバー
	京都市都市計画局都市企画部都市計画課長	松田 尚也	
	京都市都市計画局建築指導部建築審査課長	林 道弘	
	京都市都市計画局歩くまち京都推進室長	別府 正広	
	京都市都市計画局歩くまち京都推進室土木技術担当部長	高松 幸男	
	京都市建設局自転車政策推進室自転車企画課長	坂井 良太郎	
	京都市建設局土木管理部西部土木事務所長	田中 伸弥	
	京都市建設局土木管理部西京土木事務所長	笠谷 昌宏	
	京都市建設局道路建設部道路環境整備課事業促進担当課長	小島 勉	
	右京区役所地域力推進室まちづくり推進課長	秋丸 隆之	オブザーバー
	右京区役所福祉部支援課長	中山 英之	オブザーバー
	西京区役所地域力推進室まちづくり推進課長	内田 正俊	オブザーバー
	西京区役所福祉部支援保護課長	野間 歩	オブザーバー



【表紙について】

表紙のデザインは、市民がお互いを理解し、助け合う「心のバリアフリー」を推進するため、「心」の文字をデザイン化したものです。

発行：京都市都市計画局歩くまち京都推進室

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL 075-222-3483 FAX 075-213-1064

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/51-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



歩くまち 京都

検索